

事業評価書（事後）

平成21年8月

評価対象（事業名）	医療施設の耐震化を促進するための補助事業	
主管部局・課室	医政局指導課	
関係部局・課室		
関連する政策体系		
基本目標	I	安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること
施策目標	1	地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること
施策目標	1-1	日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を構築すること
個別目標	2	救急医療体制を整備すること

1. 現状・問題分析

事前評価実施時における現状・問題分析（平成17年度）
①現状分析 医療施設における耐震化については、大規模地震対策特別措置法、地震防災対策特別措置法等に基づく計画により耐震化を図ってきているものがあるが、その他の医療施設については、特段の義務規定もないことから、医療施設の全体の耐震化率は、平成14年の内閣府の調査によると56.1%と低い状況である。
②問題点 病院は多くの患者が入院しており、また、震災時には入院患者の医療の確保や被災した地域住民の治療を行うなど重要な役割を担わなければならないことから、大規模地震対策特別措置法、地震防災対策特別措置法等に基づく計画により耐震化を図ってきている。しかしながら、全ての県で計画が立てられているわけではなく、新潟県中越地震の際にも、新潟県において計画が立てられていなかったことから、多くの医療施設が被災し、その機能を果たせなかった病院もあった。
③問題分析 病院は、震災時においても入院患者や被災した地域住民への医療提供を行う必要があることから、各病院において耐震診断を行い、基準を満たしていない病院は耐震化を図る必要がある。
④事業の必要性 ①～③を踏まえると、医療施設の耐震診断や耐震整備等を行うことは、災害時においても、医療を提供できる体制を確保する上で重要である。
事後評価実施時（現在）における現状・問題分析
①現状分析 医療施設の耐震化については、各医療施設の耐震化の取組を支援するため、医療施設の耐震診断及び耐震整備に対する補助事業を行っているところである。このような取組により、医療施設の耐震化は着実に進展しており、平成17年には、 ・ 災害拠点病院では、すべてが新耐震基準の病院は43.3%、一部が新耐震基準の病院は47.2% ・ 病院全体では、すべてが新耐震基準の病院は36.4%、一部が新耐震基準の病院は36.3% であったが、平成20年には、 ・ 災害拠点病院では、すべてが新耐震基準の病院は58.6%、一部が新耐震基準の病院は37.0% ・ 病院全体では、すべてが新耐震基準の病院は50.8%、一部が新耐震基準の病院は33.1%

となっている。

②問題点

医療施設の耐震化は着実に進展しているものの、未だすべての医療施設の耐震化が完了しているわけではなく、引き続き、各医療施設の耐震化の取組に対する支援が必要となっている。

③問題分析

医療施設の耐震化については、耐震化に要する費用の額が大きく各医療施設で確保することが難しいこと、一部の病床を休止して順に耐震化を行う場合は収入が減少すること、入院患者の移動等の計画を立てる必要があること等が医療施設の耐震化を進める上で問題となっていると考えられる。

④事業の必要性

①～③を踏まえ、

- ・ 平成20年度補正予算において、災害拠点病院の耐震整備に対する補助事業について、国の補助割合の3分の1から2分の1への引上げ
- ・ 平成21年度予算において、救命救急センター、二次救急医療機関等の耐震整備に対する補助事業について、国の補助割合の3分の1から2分の1への引上げ
- ・ 平成21年度補正予算において、災害拠点病院等の耐震整備に対する補助を行うための基金を各都道府県へ設置

を行っているところであり、医療施設の耐震化を促進するためには、引き続き、耐震診断や耐震整備に対する補助を実施する必要がある。

現状・問題分析に関連する指標

	H16	H17	H18	H19	H20
1 災害拠点病院の耐震化率 (すべてが新耐震基準の病院の割合)	-	43.3%	-	-	58.6%
2 病院全体の耐震化率(すべてが新耐震基準の病院の割合)	-	36.4%	-	-	50.8%

(調査名・資料出所、備考)

・ 指標1及び2について、平成17年の数値は四病院団体協議会・厚生労働科学研究所調査により、平成20年の数値は厚生労働省調査による。

2. 事業の内容

(1) 事業の実施主体

実施主体：国、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所
都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人
その他（厚生労働大臣の認める者）

(2) 事業の内容（概要）

医療機関における耐震化に要する費用を補助することにより、医療施設の耐震化を促進し、患者及び地域住民の安全・安心を確保する。

(3) 予算

一般会計・年金特会・労働保険特会・その他（ ）

予算額（単位：百万円）	H18	H19	H20	H21	H22
	131	131	88	84	63
	11,178	11,065	10,733	9,860	10,893

上段（耐震診断）：医療施設耐震化促進事業

下段（耐震整備）：医療提供体制施設整備交付金（耐震化整備は交付金の内数）

※「H22」については予算概算要求額

3. 事前評価実施時における目標・政策効果が発現する時期

事業の目標	
耐震化に係る補助の交付件数	
政策効果が発現する時期	

4. 評価指標等

アウトカム指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H16	H17	H18	H19	H20
1 災害拠点病院の耐震化率 (すべてが新耐震基準の病院の割合) (平成17年以上/平成20年)	- 【-%】	43.3% 【-%】	- 【-%】	- 【-%】	58.6% 【135.3%】
2 全病院の耐震化率(すべてが新耐震基準の病院の割合) (平成17年以上/平成20年)	- 【-%】	36.4% 【-%】	- 【-%】	- 【-%】	50.8% 【139.6%】
(調査名・資料出所、備考) ・指標1及び2について、平成17年の数値は四病院団体協議会・厚生労働科学研究班調査により、平成20年の数値は厚生労働省調査による。					
アウトプット指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H16	H17	H18	H19	H20
1 医療施設耐震化促進事業の交付件数(前年度以上/毎年度)	- 【-%】	- 【-%】	6 【-%】	8 【133%】	7 【87.5%】
2 医療提供体制施設整備交付金(耐震化整備に係るものに限る)の交付件数(前年度以上/毎年度)	- 【-%】	- 【-%】	4 【-%】	12 【300%】	6 【50%】
(調査名・資料出所、備考) ・指標1及び2については、厚生労働省医政局指導課調べによる。					
参考統計	H16	H17	H18	H19	H20
1					
2					
(調査名・資料出所、備考)					

5. 事前評価の概要

必要性の評価 医療施設の耐震診断・耐震整備については、耐震整備については、行政として対応が求められる「災害発生時における国民の生命を守る点」に資するものであり、また、各病院の自由な取組に任せていたのでは、耐震化の推進が確実に図られるとはいえず、当該事業の実施に当たっては、国が主導的立場に立って推進する必要がある。
有効性の評価 耐震診断を行うことにより、個々の病院における耐震化の取組が推進されるとともに、耐震整備について補助を行うことにより、さらに施設の耐震化が図られ、いつどこで地震が発生しても病院の災害を最小限に抑えることが可能となり、災害時において十分な医療体制を確保することが可能となる。
効率性の評価 災害の発生時は予見することが極めて困難であるため、ある一定期間に多くの医療施設の耐震診断を同時に実施することにより、医療機関の耐震化を迅速に進める必要がある。また、当該施策を通じて耐震化による費用の補助を行うことによって、医療機関の負担軽減にもつながることから、全国的な医療機関の耐震化を図る上で効率的である。

6. 事後評価の内容

(1) 有効性の評価 政策効果が発現する経路(投入→活動→結果→成果)
--

(整理番号2)

耐震診断を行うことにより、個々の病院における耐震化の取組が推進されるとともに、耐震整備について補助を行うことにより、さらに施設の耐震化が図られ、いつどこで地震が発生しても病院の災害を最小限に抑えることが可能となり、災害時において十分な医療体制を確保することが可能となる。

有効性の評価

アウトカム指標1及び2の災害拠点病院及び病院全体の耐震化率がともに上昇していることから、耐震診断及び耐震整備に対する補助事業により、医療施設の耐震化が着実に進展しているものと評価できる。

事後評価において特に留意が必要な事項

なし

(2) 効率性の評価

効率性の評価

耐震性を評価するために実施する耐震診断に対する補助事業と、耐震診断の結果耐震性が認められなかった建物の耐震整備に対する補助事業を行うことにより、耐震整備が真に必要な医療施設の耐震化が効率的に進むものと考えられる。

事後評価において特に留意が必要な事項

なし

(3) その他(上記の他、公平性及び優先性等、評価すべき視点がある場合に記入)

なし

(4) 政策等への反映の方向性

医療施設の耐震化は着実に進展しているものの、未だすべての医療施設の耐震化が完了しているわけではなく、医療施設の耐震化を促進するため、平成22年度予算概算要求において、所要の予算を要求する。

7. 特記事項

①国会による決議等(総理答弁及び附帯決議等含む。)の該当

- (1) 有・無
- (2) 具体的記載

②骨太の方針・各種計画等政府決定等の該当

(※安心プラン・新雇用戦略等当省重要政策含む。)

- (1) 有・無
- (2) 具体的内容

「自然災害の「犠牲者ゼロ」を目指すための総合プラン」(平成20年度中央防
災会議決定)

「平成22年度までに、速やかに耐震診断を実施し、耐震性を有することが確
認されていない建物の耐震化を推進する。特に災害時の医療拠点となる災害拠点
病院及び救命救急センターについて全ての建物及び一部の建物が耐震化されてい
ない施設のうち約5割程度の施設について耐震補強等を図る。(平成17年43%
:全ての建物が耐震化されている施設)(厚生労働省)」

③審議会の指摘

- (1) 有・無
- (2) 具体的内容

④研究会の有無

- (1) 有・無
- (2) 研究会において具体的に指摘された主な内容

⑤総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の該当

- (1) 有・無

(2) 具体的状況

⑥会計検査院による指摘

(1) 有・無

(2) 具体的内容

⑦その他